

瀬戸市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 9 月 2 8 日

瀬戸市長 川本 雅之

瀬戸市規則第 2 6 号

瀬戸市火災予防規則の一部を改正する規則

瀬戸市火災予防規則（平成 4 年瀬戸市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(火を使用する設備等の設置の届出) 第 1 0 条 条例第 4 4 条の規定による火を使用する設備等の設置の届出は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める届出書により行わなければならない。 (1)及び(2) <省略> (3) 条例第 4 4 条第 1 4 号の設備 ネオン管灯 設備設置届（第 1 0 号様式） (4) 条例第 4 4 条第 1 5 号の設備 水素ガス充填気球設置届（第 1 1 号様式）	(火を使用する設備等の設置の届出) 第 1 0 条 条例第 4 4 条の規定による火を使用する設備等の設置の届出は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める届出書により行わなければならない。 (1)及び(2) <省略> (3) 条例第 4 4 条第 1 3 号の設備 ネオン管灯 設備設置届（第 1 0 号様式） (4) 条例第 4 4 条第 1 4 号の設備 水素ガス充填気球設置届（第 1 1 号様式）

第 9 号様式を次のとおり改める。

第9号様式（第10条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">変電設備等設置届</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">(宛先)瀬戸市消防長</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">住所 届出者 氏名 電話</p> <p style="margin: 10px 0;">次のとおり変電設備等を設置するので届け出ます。</p>						
防火 対象物	所在地	電話				
	名称		用途			
設 置 場 所	構造	場 所		床 面 積		
		屋内(階)・屋外		平方メートル		
	消防用設備等又は 特殊消防用設備等		不燃区画	有・無	換気設備	有・無
届 出 設 備	変電設備等の別		変電設備・急速充電設備・燃料電池発電設備・発電設備・蓄電池設備			
	電 圧	ボルト	全出力又は 蓄電池容量	キロワット キロワット時		
	着工(予定) 年 月 日			しゅん工(予 定)年月日		
	設備の概要	種 別	キュービクル式(屋内・屋外)・その他			
主任技術者氏名						
工 事 施 工 者	住 所	電話				
	氏 名					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 電圧欄には、変電設備にあつては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
- 4 全出力又は蓄電池容量の欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備又は変電設備にあつては全出力を、蓄電池設備にあつては蓄電池容量（定格容量）を記入すること。
- 5 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第9号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。